

(整理番号 290103)

第 615 回 兵庫地方最低賃金審議会

議事要旨

開催日時	平成 29 年 7 月 2 1 日 10 時 00 分～11 時 55 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の有無について 2 実地視察の報告について 3 事業場からの意見聴取について 4 その他		
議事要旨			
1 兵庫労働局長（小林健）から兵庫地方最低賃金審議会会長（清水信一）に対し、兵庫県特定最低賃金（別紙の 7 業種）の改正の必要性の有無についての諮問が行われた。事務局において各申出の要件は満たしていることが報告された。			
2 6 月 19 日及び 6 月 20 日に実施された、社会福祉施設、食料品製造業の実地視察について、使用者、労働者からの聴取内容、最低賃金引き上げに関する影響等の報告が行われた。			
3 特定最低賃金の適用を受ける「輸送用機械器具製造業」「塗料製造業」「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業」から 1 社ずつ出席いただき、各業界における現況、賃金の改定状況、最低賃金引き上げの影響等について、意見聴取を行った。			
4 兵庫県最低賃金の改正についての意見提出があった場合は、次回の最低賃金審議会において意見陳述の場を設けることが認められた。			
5 次回の最低賃金審議会の開催日は 7 月 31 日（月）10 時から開催することが決められた。次回審議会は公開で行うこととされた。			

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）の改正決定
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）の改正決定
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）の改正決定
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定
- 6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定
- 7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定